

会社に請求しよう

第2回団体交渉は2月10日

● 会社は就業規則違反です!!

おはようございます。今日もお仕事1日ごころうさまです。

ユニオンは、今回の「希望退職」の適用条件に、会社が「各人が担当する業務、引き継ぎ作業を完了すること」として、①「正当な権利である年次有給休暇の退職日までの消化」を制限すること、②「振替休日の未消化分の補償」をしないのは法的に問題があるとして、会社に善処を求めてきました。これに対して、会社は「補償を行わない説明の上での自由意思による希望退職」だとして、あらためて「補償しない」ことを明言しました。

会社は、「年休の消化をしたければ希望退職をせず、残って消化すればいい、制限はしない」と言いましたが、「希望退職」の適用条件で、実質上、年休を制限することは、民法90条※の「公序良俗」に反すると言わざるをえません。そして、「振替休日の未消化」については、会社が自ら定めた就業規則に反していることとなります。第7条2

項で「業務上やむを得ない場合は、休日をあらかじめ指定した他の日と振り替えることがある」とうたっています。振替休日は代休と違い、あらかじめ指定するのですから、「未消化」ということが本来おかしいのですが、少なくともその月内に処理できなければ、「残業」として翌月清算すべきものです。私たちは、これまで会社が違反事実を理解して、自らすすんで清算するよう期待していましたが、そうでないなら、1人ひとりが未払賃金として請求するしかありません。ユニオンに連絡いただければ、ユニオンが代わって会社に請求します。



※公の秩序又は善良の風俗（社会の一般的な秩序・風俗）に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

● やっぱり誠意ない会社の回答

さて、会社との交渉ですが、昨日ようやく回答があり、第2回団体交渉は2月10日（火）10時半からに決まりました。文書回答は当日になるのかとたずねると、「ありません」。

もう一度、ユニオンが求めている労働協約の内容を確認してみましょう。

1. 会社は、日本国憲法、労働組合法、労働基準法など関係法規を遵守し、労働者、労働組合の権利を認め、不当労働行為を行わないこと。
1. 会社は、組合員の労働条件の変更・解雇等を行う場合は、組合と協議し、同意を得てから実施すること。なお、労働条件に影響を及ぼす事業所閉鎖など経営形態の変更をとる場合は、いずれも変更可能な時期までに行うこと。

これをみなさんはどう思われますか？ 労基法は、第2条で「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定めています。

社員
の声

みんな仕事なくすのに会社は謝らないのか 「新しい田崎にあなたの名前は入っていない!!」



「希望退職」の個別面談。担当した上司も辛いものがあつたと思いますが、「450 という数字、平均的に減つたらいいか」というと、そうではない。単純に 450 名減らすだけでなく、会社としてどういう方向、アウトソーシングも含めて会社の中の割り振りを考えての減らし方を考えないと残れない。そういうなかで、あなたの場合はどうかという、新しい田崎の部署にあなたの名前は入っていない!」。——あらかじめ今回の「希望退職」で辞めさせる社員を決めていた会社は、その人間から「希望退職」の申請が出るまで呼び出し、電話をしてきました。これを世間では、「退職強要」と呼ぶのです。

個別面談での言われ方はさまざまでしたが、誰もが感じたことは、このようなひどいことを社員に「強要」するなら、その前に、こんな会社にした社長（経営者）が社員に謝るのが当たり前ではないかということでした。

「割増退職金は誤解される。再就職するための必要経費。再就職支援会社を使う場合にはそちらで使われ、使わない場合には現金で受け取れるということ」——これが「会社としていまやれる最大級のこと」ですか。やっぱり会社の「広告」と「中身」は違うのです。再建を言うなら、これを修正することをはじめべきなのです。

●「残る社員のためにも組合は必要」

以下は、メールから。「退職予定です。残られる社員の方々のためにも組合は必要です。以前はイデオロギーとか組合ブルジョアのような厚遇な組合幹部とかあまりにも権利主張だけで仕事しない人とか沢山の方をみてきたので違和感がありました。しかし時代を見るにつれ経営者の哲学の希薄さや、労働分配率の低さ、何十年も前に戻ったような気がしています。労使の緊張関係はやはり必要です」。「先日も交通費が 1 月末までで残りの定期代は 1 月分の給与から相殺し 2 月は実費請求との通達。大半が休みを取ると考え経費削減と考えたのだろうが、退職していく者の心情を考えるといかがなものか？事実上の解雇者の手当を考慮すべきだ」。「労組加入希望なのですが、どのようにしたらよろしいのでしょうか？」。



ユニオンは誰でも 1 人でも入れるみんなの労働組合です。加入は電話・メールで連絡を

神戸ワーカーズユニオン田崎真珠分会

神戸市中央区雲井通 1-1-1-215 (TEL) 232-1838 (FAX) 232-1839 (E-mail) kobeunion@rouge.plalal.or.jp
(国道 2 号線沿い、生田川西側ロイヤルホストが入ったビル北館 2 階 お気軽にお越し下さい。)